

# 横浜の古着商と「駿河屋」 倉田家資料について

横浜市史資料室は、本年度横浜市栄区在住の倉田茂男氏より資料の寄贈を受けた。明治～昭和戦前期に及ぶ資料であるが、倉田家は、茂男氏から数えて三代前の曾祖父の幸吉氏が、明治三（一八七〇）年に古着商「駿河屋」を開業し、その子勇吉が大正一一（一九二二）年に吉田町一丁目二番地の店をたたんで山元町に転居した。その転居によって駿河屋をふくむ関係資料は、横浜市街部を壊滅的にした関東大震災の直接的災禍を免れることとなった。そして太平洋戦争下の空襲被害からも逃れえた。戦後に現在の栄区へ転居するにあたり、その資料はさらに失われたと思われ、残ったもののほとんどが二〇世紀になってからの記録である。それでも横浜市街部の小売商の文書が残ることは極めて稀である。

倉田茂男氏は、自ら資料の仮目録を作成されたうえで当室に寄贈された。当室は仮目録の分類と配列を尊重しつつ、若干の補訂をくわえて再整理した。その詳細は以下のとおりである。

- ① 雑誌26件、② 書籍16件、③ 絵葉書59件、④ 名簿1件、⑤ 戦争（明治・大正）25件、⑥ 戦争（昭和）28件、⑦ 新聞40件、⑧ 呉服商ビジネス42件、⑨ 生活（明治・大正）94件、⑩ 生活（昭和）



図1 倉田幸吉にあてた古着商営業の鑑札 明治27(1894)年6月21日

- 66件、⑪ 選挙5件、⑫ 日本赤十字社7件、⑬ 関東大震災3件、⑭ 交通5件、⑮ 横浜商業会議所18件、⑯ 地図3件、⑰ 横浜市立横浜女子専修学校7件、横浜市立戸部尋常小学校13件、⑱ 横浜市立根岸尋常高等小学校5件。

以上、目録件数は計四六四件である。ここでは、倉田家が「駿河屋」を経営していた明治～大正期を対象に、横浜の古着商について論じつつ、倉田家資料についての紹介をしたい。

## 駿河屋倉田家の家系について

駿河屋は、横浜市役所編『横浜市商工名鑑 大正六年末現在（一九一七年刊）』によれば、明治三（一八七〇）年創業である。創業者の倉田幸吉は、明治二七（一八九四）年に伊勢佐木署が発行した古着商の営業鑑札によれば、天保一四（一八四三）年九月生まれであり、二七歳で開業したことがわかる（図1）。幸吉の生国は現在の倉田家にも伝わっていないが、屋号の駿河屋と無縁ではあるまい。

次いで倉田茂男氏による戸籍調査と倉田家資料からうかがうことがでさる情報によって、駿河屋倉田家の家系を簡単にふり返ろう（図2）。倉田家資料で、店主名とその交代を知らせるものとして「判取帳（駿河屋が古着購入時に支払った代金の受領を、受領者の筆で書きつける記録簿）」の記名が判断の材料となる。

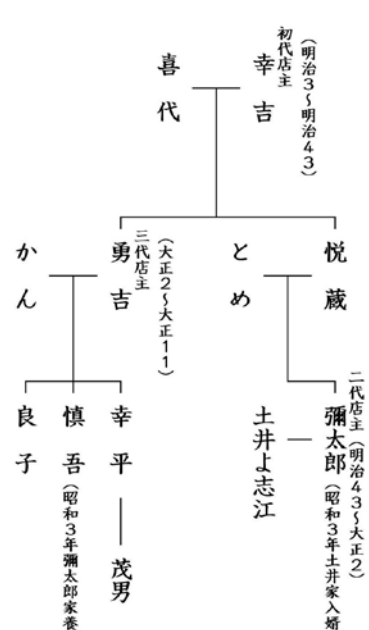


図2 倉田家・家系略図

## 横浜の古着商とその所在地

江戸時代以来、都市に生活する庶民の被服需要は、主に古着商が満たしたといつてよい。横浜最初の商人名簿である中村正直編『横浜商人録』（一八八一年刊）は、全戸が掲載されている訳ではないが、概略を把握するためには有効な資料である。被服関係は、呉服商であっても、野沢屋呉服店などの大店を除けば総じて小規模で、古着商はなおさらであったと考える。したがって多くの遺漏が推測される。

『横浜商人録』にある明治一四年段階での横浜の古着商三四軒の町別分布をみるならば、以下のとおりである。

- 不老町3／松影町7／扇町7／萬代町2／翁町7／元町8
- 元町を除けば、すべて関外地区にあり、古着商が二ないし三軒集まっている番地が八つある。一つの番地に複数の店舗が集まっていた。関外地区中心であることは、購買者のアクセスの便や借地代の相対的な低廉さなどの有利

性からであろう。しかし、『横浜商人録』に駿河屋の名前は掲載されていない。

『横浜商人録』には、古着商とは別に西洋古着商が五七軒掲載されている。内田町と高島町の各一軒を除けば、すべて元町に所在していた。西洋古着商にも複数同居する番地が八つあった。

洋服古着の需要が見込まれる横浜であるとはいえ、和服を商う古着商を超えるほどの需要があったとは思えない。

『横浜商人録』の古着商のリストには多くの遺漏があり、駿河屋もまたそのなかにあるものと考えられる。それでも横浜では、洋服は元町地区、和服は関外地区を中心に展開していたことは間違いないであろう。

『横浜商人録』以後の事情を『横浜姓名録 全』（一八九三年刊）のデータからみてみよう。高橋ヒデ子『横浜の近郊吉田町の研究』（二〇〇九年刊）は、『横浜姓名録 全』から吉田町の商店を拾い出した一覧表を掲載している。それによると駿河屋が所在する吉田町一丁目二番地の五三坪四四の面積の土地（『横浜市土地宝典』一九一六年刊）には、鯉節並両替商・滝沢商店滝沢豊次郎、時計並貴金属眼鏡美術商・高橋舜三、がともに店を構えていた。『横浜姓名録 全』には、駿河屋は、新古衣類商・倉田幸助と、呉服太物商・倉田幸吉の二軒がある。異名であるが、駿河屋という一つの暖簾のもとで、幸吉が古着商と呉服太物商とに店を分けて

経営していた可能性がある。

一九世紀末に馬車道の「富竹亭」階上から、吉田橋ごしに伊勢佐木町入口方面を撮した写真が、横浜開港資料館に残っている（横浜開港資料館編『彩色アルバム 明治の日本』《横浜写真の世界》増補）／二〇〇三年刊の二二一頁「23吉田橋」。そこには芝居小屋「蔦座」の大屋根の手前に、吉田町一丁目一番地・二番地の棟割り型の商店を見て取ることができる。

このうち二番地の棟割りは、四軒分あり、その看板から判断して、左から鯉節商・滝沢豊次郎、時計並貴金属商・高橋舜三である。右二軒分が駿河屋である可能性が否定できないのはこの写真に基づく。古着商と呉服太物商を入口を分けて経営していた可能性がある。

また、これとは別に、吉田町一丁目三二番地は、七三坪六四の土地に、煙草卸小売商・林屋と、古着並布団商の川崎屋石渡政次郎・若江屋若命富作・中野屋中山堅次郎の三軒の計四軒が、一丁目三四番地の九〇坪二一の土地は、古着並布団商の吹田屋石井徳蔵・茂沢屋大沢九一郎・村田屋村田繁太郎の三件と和洋紙商・日野屋川辺為三郎とで分割利用されていた。

単純平均にみて、古着商の店舗は大きくても二〇坪程度、それも商店のバックヤードや家族の生活空間をふくめた面積であり、その小規模性が認められるのである。

### 駿河屋の創業地について

駿河屋の所在地である「吉田町一丁目二番地」を記した最も古い記録は、「明治式拾六年巳七月吉日 判取帳」の裏表紙の記載であり、次ぎに旧いのは、前出の営業鑑札であった。古着商のなかではひととき繁華な場所に店を構えていたといえよう。

伊勢佐木町通りや吉田町をふくむ関外地区北部一帯は、明治三二（一八九九）年八月の「雲井町大火」によつて全焼した。芝居小屋「蔦座」の被害は甚大で座主一家が落命して小屋が復興することはなかった。そのような大火のなか、駿河屋が類焼を免れたとは考えにくい。

したがって、営業鑑札や「判取帳」は、雲井町大火で焼けることなく、倉田幸吉によつて保全されたものといえよう。倉田家資料になかには、さらに日清戦争に際して、幸吉が軍資金と軍用品を献納したことへの中野健命神奈川県知事からの褒状（明治三〇年六月）があり、そこにも吉田町一丁目と明記されている。『横浜姓名録 全』も同様である。しかし創業が吉田町一丁目二番地であることを知らせる資料は見つかっていない。創業の地がどこであるかは未だ不明

である。

幸吉時代の資料としては、明治一七（一八八四）年から明治四〇年までの「品触」が断続的に残っている。古着商をはじめとする古物商には、盗品が持ち込まれる場合が少なくない。盗品情報を集め、警察署が印刷に付したものが「品触」である（図3）。盗品売買の抑制にどの程度効力があつたかは不明であるが、時代がすすむにしたがつて、盗品の数は増えて記述が簡略化されていくことがうかがえる。

### 駿河屋の古着商内の位置

市内商工業者の創業年が一覧できる前掲『横浜市商工名鑑 大正六年末現在』に掲載される商工業者は、営業税納税額三〇円以上の者である。同書で



図3 神奈川県警察が発行した「品触」 明治19(1886)年1月  
盗品の特徴が「手拭地5反 但薄浅黄へ白く魚河岸右へ横浜左へ石川安と染抜ある」などと詳細に記されている。

表1 古着商の創業年次と営業税（大正6年末）

業態	商号・氏名	創業年月	営業所	営業税
質、古着仲買	大野屋・大野馬吉	明治 20.3	蓬萊町 1-2	36.20
衣類、新古洋服小売	河田洋服店・河田鋤之丞	明治 25.4	石川町 3-12	38.28
衣類、新古和洋服小売	吉田昌信	明治 41.11	羽衣町 1-1	34.00
新古洋服その他衣類小売	醍醐富之助	大正 4.2	姿見町 1-22	57.80
質、新古衣類小売	松木屋・高島卯吉	明治 19.7	戸部町 4-110	32.00
新古洋服小売	玉木洋服店・玉木源蔵	明治 30.1	蓬萊町 1-7	30.36
衣類新古小売	駿河屋・倉田勇吉	明治 3	吉田町 1-2	47.70
衣類新古小売	三河屋・山本平助	明治 21.4	蓬萊町 1-8	33.37
洋服、和洋織物新古衣類卸小売	小林洋服店・小林清次郎	明治 20.3	蓬萊町 1-7	33.60
新古洋服毛織物卸小売	松屋洋服店・上保慶三郎	明治 33.4	萬代町 1-1	36.80
新古洋服新古衣類小売	廣屋・鈴木榮吉	明治 28.10	羽衣町 1-2	58.95

資料：横浜市役所編『横浜市商工名鑑 大正六年末現在』（1917年刊）

表2 古着商の営業税別階層

営業税額 (円)	氏名(町)
80～	筒井隆太(不老) / 中山賢次郎(姿見)
70～	倉田勇吉 / 吉田昌信(羽衣) / 上保慶三郎(萬代) / 小泉大助(蓬萊) / 小尾丑人(西戸部)
60～	大野馬吉(蓬萊) / 山本六太郎(西戸部)
50～	原桑次郎(松影) / 長谷川隆蔵(蓬萊) / 上保専三(蓬萊) / 山田多吉(羽衣) / 鈴木榮吉(羽衣) / 高島卯吉(戸部)
40～	大木弥八(羽衣) / 若命富作(本牧) / 河田鋤之丞(石川) / 玉木末吉(蓬萊) / 山本平助(蓬萊)
30～	堀江鎌次郎(蓬萊) / 上保定吉(羽衣) / 新井時次郎(羽衣) / 関口隆吉(戸部)
20～	稲垣要造(長島) / 花井文助(長島) / 西尾債三(羽衣) / 武井治兵衛(戸部) / 野村健次郎(蓬萊) / 矢吹雄次郎(石川) / 山本泰次郎(青木) / 後藤長吉(元町) / 小林清次郎(蓬萊) / 小島與吉(石川) / 天野三郎(蓬萊) / 山崎屋商店(戸部) / 望月常七(賑) / 渡辺元吉(扇) / 田中徳次郎(扇) / 朝比奈甲二(羽衣)

資料：横浜商工協会編『横浜商工案内 大正四年』（1915年刊）

註：下線は「質屋」、斜体は各種「織物業」の兼業であることを示す。

は古着小売商は「衣類」のなかの「衣類新古小売」に分類されるが、他業を兼営する者も少なくなく、総体は把握しにくい。とくに質屋が「元売」となる事例はこの資料には掲載されていない。古着屋だけの営業は「古衣類」であるが、新品も扱うならば「新古衣類」であり、とくに洋服中心ならば「新古洋服」と称されるが、とかくその区分はあいまいである。そのような制約を理解したうえで掲載者を一覧したのが

表1である。典拠は大正六（一九一七）年と、や時期が新しいが、駿河屋は明治三（一八七〇）年創業、と突出して開業が古い。営業税額も羽衣町の廣屋・鈴木榮吉、姿見町の醍醐富之助について多額である。鈴木・醍醐ともに「新古洋服其他衣類小売」と洋服に主力があった。このことから駿河屋は横浜古着商界さつての老舗であり、経営の規模も比較的大きなものであったと位置づけ

られる。横浜の商人を掲載した名鑑類は、業種の分類が一貫しているとはかぎらない。古着商のように総じて事業規模が小さく、他業との兼営が多く認められる業種はとくにその傾向が大きい。表2は、保科文次郎編『横浜商工案内』（一九一五年刊）に示された「衣類」商のなかから、営業税額の多寡で古着商を区分したものである。突出して多額の営業税を納付しているものはいない

が、質屋や織物業との兼営者の位置がわかる。これらは、古着商が営業の基本である者であり、古着商兼営がごく小規模の場合は「質商」「織物業」に区分される。表2にあるように、営業税七七円〇八銭を納付している倉田勇吉は、古着小売り専業としては、中山賢次郎八二円四五銭に次ぐ納税額であった。最高額を納付している筒井隆太は、「筒井洋服店」の商号で洋服裁縫業を兼ねる店舗を展開している者であるが、古着も商っていたのである。新古洋服商の上保慶三郎・専三・定吉の三人は同じ「松屋」の屋号を掲げる同族である。このうち慶三郎は毛織物業を兼営している。表1で第二位の納税額であった醍醐富之助は、「衣類」に名前はあるものの（洋服参照）とあって、主たる業種は洋服製造、それも（毛織物業）で営業税は一二円九五銭であった。また、同族である扇町の醍醐安之助も洋服製造業を経営していた。

この表からは古着商が、戸部や本牧など関外以外にも展開していることがうかがえ、より小規模な経営体为中心部から離れて展開し始めていることが推測される。

次に、倉田家資料にある「和洋古着商組合大正七年度決算報告」から、同組合に所属する関外地区を中心とする古着商九七名の分布を示す表3を見てみよう。

明瞭なのは、第一に伊勢佐木町西側

表3 和洋古着商組合・組合員人別表（下線は洋服）

町名	古着商名・支店名	軒数
吉田町	倉田勇吉	1
姿見町	醍醐富之助支店/醍醐富之助支店	2
羽衣町	鈴木榮吉/上保定吉/醍醐富之助/中村筆蔵/望月玄一/森松五郎/堀切友次郎/朝比奈甲二/吉田昌信/西尾債三/長谷川龍蔵支店/醍醐富之助支店/渋谷良臣	13
蓬萊町	進藤安五郎/上保専三支店/野村健太郎/大野馬吉/中村瀧蔵/伊藤小四郎/堀江鎌次郎/玉木源蔵/座間新作/長谷川龍蔵/染谷音二郎/小杉常太郎/安田萬吉/上保専三/増岡健郎/鈴木榮太郎	16
久方町	原田廣吉/北村佐一郎/小嶋外又	3
若竹町	飯田宗二/小澤九一郎	2
福富町	今井末太郎/倉田ハル/新井時次郎/根岸キン	4
長者町	加藤エイ	1
若葉町	石井徳蔵	1
賑町	山本平助/望月常七/加山寅二支店/吉田甚蔵	4
吉岡町	河野政七/畑フキ/山口復太郎/深野由次郎	4
長島町	芝田太一郎/東山林蔵/小堀アキ/萩原澄吉/和田鶴之助/加山寅二/山崎與助/山田平八/花井文助/花井軍平/浅井銀之助/宮澤辰五郎/穂刈留松/嶋田幸次郎/野村清之助/石井鶴/高橋光太郎/宮尾賢吉/秋本藤本/和田為次郎/越水藤次郎/稲垣要蔵/稲垣要三支店/越水鶴吉/櫻井浪右衛門/樋口専八/鈴木桂之助/河田ヒロ/福澤磯吉/中里政勝/山田錫吉/天野三郎/中澤茂平/斎藤房吉/北村忠蔵/田尻政野/志村春吉/山田平八支店	38
末吉町	恩田タツ/荒井フサ/広澤由太郎	3
南吉田町	石井文右衛門/松尾熊吉/富塚峰蔵	3
常盤町	村松玉作	1
尾上町	金子太市	1

資料：「和洋古着商組合大正七年度決算報告」。

の羽衣・蓬萊・姿見の三町に洋服古着商二三軒中の二軒が集まっていることである。そして第二には伊勢佐木通り南部の長島町一帯に和古着三八軒と、多数の古着商がいることである。

前述の醍醐富之助は姿見町に二店舗、羽衣町に二店舗と四つの洋服古着店舗を展開し、上保専三や長谷川龍蔵も同様に二店舗ずつあった。これに対して和古着では、長島町の山田平八と稲垣要蔵が各二店舗展開するだけであった。そして前掲「横浜の近郊吉田町の研

究」において、一九世紀末には古着商が多数集まったと位置づけられた吉田町では、わずかに駿河屋・倉田家が一軒残るだけとなっていた。なぜ吉田町の古着商が減少したのかはわからないが、借地に基づいて経営を展開していたであろう事情を考慮すると、繁華な場所での地代支払いとの兼ね合いで、不利な状況になっていったのではないだろうか。一方、和服に対して洋服の方がより高価であり、洋服古着商は、羽衣・蓬萊・姿見などの繁華な場所でも地代

人ノ部」五八八人、合計八八一人の納税額（①②は営業税額、③は所得税額）が記され、横浜商人の規模を俯瞰できる好個の資料である。もちろん議員選出権者各者の業態も記されている。

明治四三年版において、当時の駿河屋店主・倉田彌太郎は、七五円二五銭の営業税で、「新古衣類商」として、議員選挙権者としては唯一の存在であった。「新古洋服商」では伊勢佐木町一丁目番地の鈴木信四郎（営業税額八三円五〇銭）、「金銭貸付業新古衣類商」で

負担力があったのではないだろうか。以上は推測である。

倉田家資料のなかには、横浜商業会議所関係の資料が一件がある。明治三六（一九〇三）年の『月報』七冊、大正三年の『年報』一冊などがあるが、特筆すべきは、明治四三年・大正五年の『議員選挙権者名簿』である。明治四三（一九一〇）年一二月の名簿を例にとれば、横浜商業会議所の①「個人ノ部」六八八人、②「法人ノ部」一三三人、③「法人ノ重役及支配

は不老町二丁目一七六番地の山本平助（営業税額一一八円三二銭）。以上の三人が古着商として、商業会議所議員の選挙権者として記録されているにすぎない。このうち山本の主たる業態は質商と思われ、倉田と鈴木が古着商の代表として商工会議所と関わりを持ったといえよう。そしてそれは、駿河屋にとって初代幸吉時代からの横浜古着商界での役割であったと考えられる。

したがって、後見人を立てていたとはいえ、二代店主彌太郎が一〇歳程度の年齢でこの役割を果たせるわけもなく、二年にして勇吉に店主が移るのも、古着商組合のなかにおける駿河屋の老舗であり、相応の営業税を納めているという立場とともに、初代店主幸吉以来培った商業会議所とのパイプ役を継続する要請があったものと考えられる。倉田家資料には、商業会議所議員である若尾幾造（生糸売り込み商）との関係をうかがわせる年賀状やハガキ、若尾が横浜市会・政友派を代表して発行していた旬刊新聞「横浜めざまし新聞」などがある（図4）。駿河屋倉田家は、横浜古着商の代表として、若尾幾造と結び、政治向きにかかわる立場を果たしたと思われる。

#### 駿河屋の経営資料について

駿河屋の資料のうち、幸吉・彌太郎・勇吉時代をつうじて残る唯一の資料として前述の「判取帳」が六冊残っている。「判取帳」は、駿河屋が古着購入時に



図4 横浜市会政友派の旬刊新聞「横浜めざまし新聞」大正6(1917)年4月16日号

- 支払った代金の受領を、受領者の筆によって書きつける記録簿であるが、すべての衣類購入が記載されているとはいえない。すなわち、支払った代金の受領書を作成できない販売者の場合について記載されるものであり、どの程度の割合で「判取帳」に記載されるものかはわからないのである。各「判取帳」の記載時期は以下のとおりである。
- ①明治貳拾六年巳七月吉日 判取帳 (明治四十二年二月二三日)
  - ②明治四拾参年第三月吉日 判取帳 (大正二年二月)
  - ③大正貳年第三月吉日 判取帳 (大正四年三月)
  - ④大正四年三月吉日 判取帳 (大正六年三月)
  - ⑤大正六年巳参月吉日 判取帳 (大正九年三月)
  - ⑥大正九年参月吉日 判取帳 (大正十一年)
- すべての商品購入が記されていないとはいえ、幸吉時代の①と彌太郎・勇

吉時代の②以降を比較すると以下の特徴が見られる。

一五年以上にわたり記載された①の購入先は、個人であることが多く、また横浜在住者からがほとんどであった。初めての購入、あるいは文字を書くことが出来ない者から、と思われる購入には身元保証の「保証人」が受領を連名で記している(図5)。

②以降の商品購入をみると、あきらかに東京の古着仲卸と思われる者が多く名前を連ねるようになる。小伝馬町大竹茂吉、日本橋区本石町金井盛松、神田区本町山田平治郎、神田区柳原河岸遠山芳兵衛、京橋区鈴木町石井要吉らである。また、横浜市内の当業者からの購入も記される(図6)。これは、仕入先の軸足が個人から古着仲卸へ移ったというよりは、駿河屋の「判取帳」の取り扱いが変わったことに理由がある。加えて明治三五(一九〇二)年には、吉田町一丁目二七番地に「古着市場」ができていた。そこに東京の仲買商・卸売商が進出していたことを背景に、東京の業者からの購入が拡大していたのではないだろうか。

倉田家資料には、商品ごとの仕入れが詳細にわかる「物品買入譲受明細帳」が二冊(大正二年三月〜同七年八月、同七年八月〜同一〇年二月)と、

販売の詳細を記録した「物品売払販売譲渡明細帳」が三冊(大正二年二月〜同四年十二月、同四年十二月〜同七年九月、同七年九月〜同十一年三月)残っている(図7)。これらは勇吉時代の駿河屋の経営が分析できる資料であるが、詳細な検討は他日を期したい。

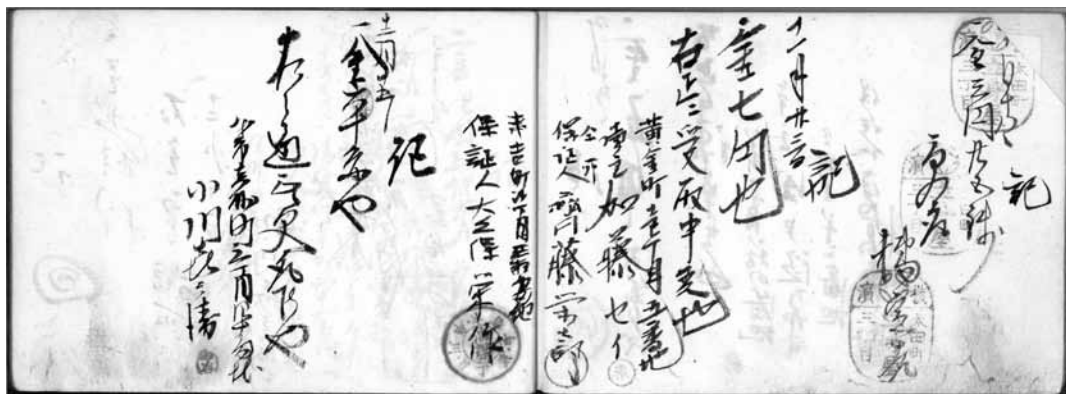


図5 「明治貳拾六年巳七月吉日 判取帳」の記載 明治26年11月23日



図6 「明治四拾参年第三月吉日 判取帳」の記載 明治43年4月9日〜10日  
中央の2件は、東京小伝馬町の古着商大竹茂吉、右の1件は横浜市蓬莱町の三河屋山本平助の受領印。左の「金井」は日本橋区金井盛松と思われる。

その他の古着商関係資料としては、古着商組合の決算報告(明治三十一年、大正八年)や「古着市場組合契約書」(明治三五年)などがある。

生活資料について  
駿河屋倉田家の生活を知る上で残さ



図7 「物品買入譲受明細帳」と「物品売払販売譲渡明細帳」大正2 (1913) 年

れた資料は、関東大震災により失われた当時の生活をうかがい知れる貴重なものが少なくない。

駿河屋にガス灯が引かれたのは、明治二九(一八九六)年一〇月の瓦斯局からの工事見積書からみて、その直後と思われる。その費用は、引き込みのガス鉛管の埋設工事やランプ代を含めて二〇円一五銭であった。その後、燈火用から炊事用などの利用の幅は広がっていったと思われる。大正九(一九二〇)年東京電気株式会社からの燈火料の見積書と受領書が倉田家資料に残っているが、当時はすでにガス灯は電灯に替えられ、ガスは炊事用に移行していたことであろう。

駿河屋は、横浜最大の繁華街である伊勢佐木町に接していた。雲井町大火



図8 オデラン座発行の絵はがき「薄馬鹿大将」明治45 (1912) 年  
イタリア映画番組の最終に上映される喜劇「コミカ・フィナーレ」のキャラクター。イタラ社の俳優マルセル・ファブレであり、「ダム君」とも称された。

ののち、現在の伊勢佐木町一・二丁目にあたる旧伊勢佐木町・松が枝町は、大火後の復興過程で主として商店街となり、興行街は現在の三・四丁目にあたる賑町・長島町と、福富町などに主力が移った。しかしいずれにせよ、繁華街伊勢佐木の吸引力とあいまって興行街も繁盛したことはまちがいない。

倉田家資料のなかには、明治・大正期の演芸・映画興行の資料が多くはないものの残っている。

常盤町鶴峯館での櫻川一派の舞踊プログラム(明治四三年四月)は美麗な石版印刷。洋画封切館オデラン座が発行した「薄馬鹿大将」は、創業直後の明治四五年のスクリーンを賑わしたイタリア映画のコメディアンで、勇吉にあてた絵はがきである(図8)。また同時期にヒットした犯罪映画「ジゴマ」の関連小説『探偵奇談ジゴマ退治』(一九二二年刊)や、本邦初の映画雑誌『活動写真界』明治四三(一九一〇)年

一月一日号も残っている。

日露戦争が広く日本人の耳目を集めた戦争であることは、博文館が発行した『日露戦争写真画報』や、『戦時画報』『軍国画報』、その付録としての戦場を描いた彩色画(図9)などが資料に残っていることによつてうかがい知れる。



図9 「旅順閉塞決死隊ノ海戦大勝利」明治38 (1905) 年か旅順港封鎖を実現した日露戦争のクライマックスの一つ。『日露戦争画報』の付録。

当時は印刷技術の進歩と低廉化によつて日清戦争とは比較にならないほどの報道メディアが展開していた。そればかりでなく、横浜市役所から倉田勇吉にあてた「国民兵役に在る者の服役及召集に関する規定」(明治三八年五月八日)などの行政刊行物、幸吉が軍需品献納をしたことに対する周布公平県知事からの褒状・木杯などもあり、日露戦争と庶民とをとり結んだことがうかがい知れる資料が今日に伝わったのである。

### まとめ

取引金額の規模が大きく、貿易の根幹を担った生糸売り込み商などとは違い、古着商などの小規模業種の歴史を解明する術は、倉田家資料のような

原資料を得てこそ成立する要素が大きい。冒頭で述べたとおり、資料寄贈者である倉田茂男氏は、みずから仮目録を採りつつ戸籍調査をおこなって、ご自身のファミリーヒストリーを紡がれた。そのような事例を展開される方が市内で一人でも多く現れるならば、わずかな資料であっても後世に残り、横浜市史料資料室の活動にも弾みがつく。横浜市史料資料室では早速本年二月一四日から四月一三日まで、展示「明治大正のおもかげ 新収・倉田茂男家資料」を開催した。(平野正裕)